

請第4号

日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出に関する請願

1 請願年月日 令和7年11月17日

2 紹介議員 北本 将幸
大野 豊重
田中 美鈴

3 請願者

4 請願の要旨 日本は、世界で唯一の戦争被爆国であり、今年は広島と長崎に原爆が投下されてから80年目にあたります。昨年、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）のノーベル平和賞受賞は、今の緊迫した世界情勢で核兵器が使われる危険性への警鐘を鳴らす意味が込められています。核兵器廃絶を求める世界の人々の願いが込められた受賞というべきものです。

核兵器をなくすことは全世界的な課題であり、日本がその先頭に立つことに異論を唱える方はいないものと思います。一方で核保有国の増加を防止するため「未所有国には所有を禁止し」「すでに保有しているアメリカ、ロシア、中国、イギリス、フランスの国連常任理事国は、削減をめざさなければならない」とする核兵器不拡散条約（NPT）が1968年国連で採択されました。それは確かに核戦争の危機を回避する現実的な方策であると思われましたが、現実にはこの条約に反発したインド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮が核を保有するに至り、核兵器保有国がこの80年間に9か国となりました。

また、キューバ危機など過去においても「核兵器使用の危機的事態」が幾度もありました。現在でもインド・パキスタン紛争では「核兵器使用の危機的状況」

が起きました。ロシアはウクライナに対して「核兵器による威嚇」を行なっています。また米中ロは「新たな核兵器」開発にしのぎを削っています。

そのような状況の中で、トランプ大統領の核実験再開指示も出されるなど、「核兵器使用の危機」はますます高まっていくばかりです。このような現実を見ると、核兵器不拡散条約（NPT）は、核の拡散や削減、廃絶には程遠いものであり、その根底には核兵器保有国が「核兵器を抑止力とする思想」から抜け出していないことがあります。

現在は法と外交を基軸とした国際秩序が軽視され、暴力が支配する世界へと変わりつつあります。このような情勢だからこそ核兵器による抑止がますます重要だと声高に叫ぶ人達がいます。しかし、人間は必ずしも合理的で理性的な判断が常に働くとは限らず、指導者によっては核抑止が破られる可能性が十分考えられるのです。核兵器を持っていれば、相手は発射ボタンを押さないだろうということに依拠することが、どんなに危険なことかは明らかなことです。もし核兵器による抑止が破られて核戦争になれば、人類も地球も再生不能な惨禍に見舞われます。そんな安全保障にどんな意味があるのでしようか。

NPT体制での核兵器廃絶が進まない現実に対して、核兵器を作るのも使うのも人道に反するという声に基づいた「核兵器禁止条約」が2017年7月に国連に加盟する193の国と地域のうち122か国が賛成して採択されました。この条約には核兵器の開発、実験、生産、移転、保有、備蓄、使用または威嚇を禁止し、さらに核兵器を保有していない国が、他国による核兵器保有や配備、使用の援助・支援に関わることなどをすべて禁止しています。2021年1月には条約の批准国が50か国を越え、新たな国際法として発効しました。また2025年9月現在では条約の批准国が74か国に達しています。

国連の第1号決議で「核軍縮」が国連の最優先目標であるという確認もされています。日本国内において

も 1740 の市区町村が加盟する国際N G O 「平和首長会議」(玉名市長も加盟しています)は、日本政府に対して核兵器禁止条約の締約国会議にオブザーバーとして参加し、核兵器禁止条約へ署名・批准することを求めていきます。

しかし日本政府は、ヒロシマ・ナガサキの惨禍・非人道性を認めながら、核兵器の必要性を前提とした「核抑止」を是認するという矛盾した態度をとっています。「いかなる場合にも核兵器が再び使用されないことを保証する」には「核兵器廃絶」しかありません。核兵器と人類は共存できないのです。

このような状況を踏まえ、日本政府に対して下記の事項について意見書を提出していただきますようお願いいたします。

記

- 1 日本政府は、唯一の戦争被爆国として核兵器禁止条約に署名し・批准すること。